平成 30 年建築設備士試験の案内

平成 30 年 2 月
公益財団法人　建築技術教育普及センター

建築設備士試験(登録学科試験及び登録設計製図試験)は、建築士法施行規則第 17 条の 18 の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた公益財団法人建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築設備士は、建築士法第 2 条第 5 項において、その名称と定義が規定されています。

また、同法第 18 条第 4 項においては、建築士が延べ面積 2,000 ㎡を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合には、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないとされ、第 20 条第 5 項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないとされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分＼条件			学歴、資格等 最終卒業学校又は資格	学歴、資格等 課程	建築設備に関する実務経験年数
学歴＋実務	(一)		大学(新制大学、旧制大学)	正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程	卒業後　2 年以上
	(二)		短期大学※、高等専門学校、旧専門学校	〃	〃　4 年以上
	(三)		高等学校、旧中等学校	〃	〃　6 年以上
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)	〃	〃　2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)	〃	4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	〃	〃　6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (総合課程、応用課程又は長期課程)	〃	〃　2 年以上
		ロ	職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)		
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校 (特定専門課程又は専門課程)	〃	〃　4 年以上
		ロ	職業訓練短期大学校 (特別高等訓練課程、専門訓練課程又は専門課程)		
	(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校 (普通課程)	〃	修了後　6 年以上
		ロ	高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学校を除く。)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)		
資格＋実務	(八)	イ	一級建築士		2 年以上 (資格取得の前後を問わず、通算の実務経験年数)
		ロ	一級電気工事施工管理技士		
		ハ	一級管工事施工管理技士		
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士		
		ホ	第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者		
実務のみ	(九)		建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上
―	(十)		区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者		

※平成 31 年度以降に創設される専門職大学の前期課程(正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程に限る。)の修了者は、短期大学の卒業者と同等の扱いとして、4 年以上の建築設備に関する実務経験により受験できるようになります。
なお、専門職大学及び専門職短期大学の卒業者については、従来の大学及び短期大学の卒業者と同じ扱いとなります。

(1)　受験資格に関する学校の課程について

①　認められている課程

建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、
機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、
電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科
(「建築第 2 学科」等の第 2 学科を含む)

②　個々に認める課程

上記①の認められている課程と 1 文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の学科についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	・設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る)の業務 ・官公庁での建築設備の行政、営繕業務 ・大学、工業高校等での建築設備の教育 ・大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします) ・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務
実務経験として認められないもの	・建築物の設計・工事監理、施工管理等を行っていたが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていなかった場合 ・単なる作業員としての建築設備に関する業務(設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等)

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割	
「第一次試験」(学科)	6月17日(日)	9:45～10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00～13:00(3時間)	建築一般知識、建築法規
		13:00～14:00(1時間)	休憩
		14:00～14:10(10分)	注意事項等説明
		14:10～17:10(3時間)	建築設備
「第二次試験」(設計製図)	8月26日(日)	10:45～11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00～16:30(5時間30分)	建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 平成29年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、本人からの申請により平成30年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、原則として、「第二次試験」(設計製図)の試験地を福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……平成30年 8月2日(木)頃
「第二次試験」(設計製図)…平成30年 11月8日(木)頃

3. 受験申込書の受付等

(1) 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の頒布

① 頒布期間 平成30年2月26日(月)～3月30日(金) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
② 頒布時間 午前9時30分～午後4時30分(ただし、3月30日については午後3時まで。)
③ 頒布場所 別表(4頁)参照 ※郵送希望を含む.
④ 頒布価格 1セット 1,080円(本体1,000円)

(2) 受験申込書の受付

① 受付期間 平成30年3月5日(月)～3月30日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様
② 受付場所 (公財)建築技術教育普及センター 本部
③ 申込方法 上記②の受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)

(3) 受験手数料 35,640円(うち消費税額2,640円)

4. 受験申込に必要な書類

(1) 受験申込書—Ⅰ・Ⅱ(所定の用紙)
(2) 写 真(縦4.5cm、横3.5cm × 2枚)
(3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴＋実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)
	個々に認める課程 — 卒業証明書(卒業証書の写しは不可)及び成績証明書又は単位取得証明書
資格＋実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、一級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)〕 **ただし、空気調和・衛生工学会設備士については、「設備士資格検定試験合格証明書」(「空調部門」又は「衛生部門」のいずれか一つ)が必要です。**
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 平成29年以前に受験した場合、平成29年以前の受験票の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合
平成29年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。

受験申込において、虚偽の申請等の不正行為が発覚した場合、合格の取消し(合格していた場合)、その他一定期間の受験禁止等の処分が行われますので、不正行為は絶対に行わないでください。

〈 建築設備士の活用等の状況 〉

■ **建築士試験の受験資格**

「**建築設備士**」は、二級建築士については実務経験なしで、一級建築士については4年以上の実務経験を有することで、受験資格が付与されます。

■ **設備設計一級建築士講習の受講資格**

① 講習の受講資格となる実務経験について、「**建築設備士**」として建築設備の設計・工事監理の際に建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も実務経験と認められます。

② 講習の講義及び修了考査において、「**建築設備士**」は、「建築設備に関する科目」が免除されます。

■ **登録建築設備検査員講習、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習の受講資格等**

「**建築設備士**」は、登録建築設備検査員講習については受講資格が付与されるとともに受講科目のうち「建築設備定期検査制度総論」や「建築学概論」をはじめとする8科目が免除され、登録防火設備検査員講習及び登録昇降機等検査員講習については受講科目のうち「建築学概論」が免除されます。

■ **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**(略称「**建築物省エネ法**」)関係

「**建築設備士**」は、建築物省エネ法に基づく登録適合性判定員講習について、受講資格が付与されます。

■ **建築士法関係**

建築士事務所の開設者が設計受託契約・工事監理受託契約を締結しようとするとき又は締結したときに交付すべき書面に記載する事項として、業務に従事する「**建築設備士**」の氏名が規定されています。

■ **建築基準法関係**

① 東京都及び大阪府においては、行政指導により、「**建築設備士**」の記入欄が設けられている「建築設備工事監理(状況)報告書」を工事完了時までに提出することとされています。

② 「確認申請書」、「完了検査申請書」及び「中間検査申請書」において、建築士が建築設備の設計・工事監理の際に意見を聴いた「**建築設備士**」の記入欄が設けられています。

■ **建設業法関係**

「**建築設備士**」は所定の実務経験(1年以上)を有することにより、電気工事業、管工事業のそれぞれについて、次の①～③の事項の対象となる資格となっています。

① 一般建設業の許可の基準における専任技術者(営業所ごとに必置の専任の技術者)

② 主任技術者(工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)

③ 経営事項審査の技術力評価における評点各1点の付与

■ **消防法関係**

「**建築設備士**」は、防火対象物点検資格者講習について、5年以上の実務経験を有する場合、受講資格が付与されます。

■ **国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**(略称「**グリーン購入法**」)**関係**

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、国、独立行政法人等が、「省エネルギー診断」の調達を実施する際の判断基準となる技術資格の一つに「**建築設備士**」が定められています。

■ **公共建築設計者情報システムにおける活用**

(一社)公共建築協会の公共建築設計者情報システムは、建築設計業務(意匠・構造・設備等設計業務)及び公共住宅等の団地計画等を行う設計事務所等の情報をデータベース化し、国土交通省・地方公共団体等の公共発注機関でその情報を利用し、円滑、かつ、公正な受託者選定を支援するシステムです。このシステムの専門別人数等の情報において、「**建築設備士**」の人数等を入力することとされています。

■ **建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用**

① 国土交通省(旧建設省分)測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査において、建築関係建設コンサルタント業務の審査対象となる資格として「**建築設備士**」が掲げられており、有資格者数の点数算定では一級建築士と同様に5点が付与されています。

② その他の機関の申請書においても、「**建築設備士**(旧建設省告示名称:建築設備資格者)」の人数を記入する欄が設けられているものがあります。

■ **ＥＳＣＯ事業における活用**

行政機関等において「ＥＳＣＯ事業」を導入するに当たり、設計役割を担う応募者の有すべき資格の一つとして「**建築設備士**」を定めた実績があります。

公益財団法人　建築技術教育普及センター

本部・支部名	〒	所在地		電話
本部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3310
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西5－11	大五ビル	011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町2－48	宮城県建設産業会館	022(223)3245
関東支部	102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル	03(6261)3318
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄4－3－26	昭和ビル	052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前1－7－31	ＯＭＭ	06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町2－11－15	新大手町ビル	082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東2－9－1	東福第2ビル	092(471)6310

インターネットホームページ(http://www.jaeic.or.jp/)で制度案内、受験・資格に関する情報を提供しています。

平成30年建築設備士試験の受験申込関係書類頒布場所

(3頁の(公財)建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

都道府県	頒布場所	電話	所在地		
北海道	(一社)日本電設工業協会北海道支部	011(271)2932	〒060-0031	札幌市中央区北1条東3-1-1	北電興業ビル4F
	(一社)北海道空調衛生工事業協会	011(621)4106	〒060-0004	札幌市中央区北4条西19-1-1	北海道設備会館
	(一社)北海道設備設計事務所協会	011(219)1090	〒060-0052	札幌市中央区南2条東3-10-7	三城ビル4F
青森	(一社)青森県空調衛生工事業協会	017(734)3368	〒030-0802	青森市本町4-3-16	
岩手	岩手県電気工事業工業組合	019(656)3255	〒020-0051	盛岡市下太田榊48-44	岩手電気工事会館
	(一社)岩手県空調衛生工事業協会	019(651)9029	〒020-0016	盛岡市名須川町32-61	
	(一社)岩手県設備設計事務所協会	019(651)5399	〒020-0876	盛岡市馬場町5-23	㈱振興設備設計内
宮城	(一社)日本電設工業協会東北支部	022(225)0520	〒980-0804	仙台市青葉区大町2-2-25	㈱ユアテック宮城支社内
	宮城県管工業協同組合	022(239)6711	〒983-0034	仙台市宮城野区扇町4-3-33	
秋田	(一社)秋田県電業協会	018(893)4345	〒010-0951	秋田市山王3-1-7	東カンビル7F
	(一社)秋田県空調衛生工事業協会	018(824)7761	〒010-0956	秋田市山王臨海町3-18	
	秋田県建築設備士協議会	018(835)5151	〒010-0877	秋田市千秋矢留町7-9	
	(一社)秋田県設備設計事務所協会	018(863)7156	〒010-0951	秋田市山王3-1-7	東カンビル7F
山形	山形県管工事業協同組合連合会	023(645)4301	〒990-0836	山形市南石関57-2	
	山形県設備設計事務所協会	023(641)6465	〒990-0003	山形市早乙女9-3	
福島	(一社)福島県電設業協会	024(533)6226	〒960-8114	福島市松浪町9-6	
	(一社)福島県空調衛生工事業協会	024(526)2036	〒960-8021	福島市霞町9-23	福島管工事会館3F
	(一社)福島県設備設計事務所協会	024(525)5830	〒960-8111	福島市五老内町2-10	アスカビル1F
茨城	(一社)茨城県電設業協会	029(305)7301	〒310-0852	水戸市笠原町1754-4	
	(一社)茨城県空調衛生工事業協会	029(240)5617	〒311-1125	水戸市大場町997-1	
	(一社)茨城県設備設計事務所協会	029(243)8844	〒310-0852	水戸市笠原町978-30	建築会館2F
栃木	(一社)栃木県設備業協会	028(639)3383	〒321-0933	宇都宮市簗瀬町1958-1	栃木県建設産業会館1F
	宇都宮市管工事業協同組合	028(683)5600	〒321-0905	宇都宮市平出工業団地44-28	宇都宮市管工事会館1F
	(一社)栃木県設備設計事務所協会	028(666)8591	〒321-0905	宇都宮市平出工業団地44-28	宇都宮市管工事会館2F
群馬	(一社)群馬県電設協会	027(221)9062	〒371-0026	前橋市大手町2-18-6	
	協同組合群馬県機械設備工業会	027(251)0332	〒371-0847	前橋市大友町2-29-21	群馬県設備会館
埼玉	(一社)埼玉県電業協会	048(864)0385	〒336-0031	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	埼玉建産連会館
	(一社)埼玉県空調衛生設備協会	048(855)4111	〒338-0002	さいたま市中央区下落合4-8-10	埼玉空衛会館
	(一社)埼玉県設備設計事務所協会	048(864)1429	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-10-4	埼玉建設会館
千葉	(一社)千葉県電業協会	043(246)7381	〒260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	千葉県建設業センター3F
	(一社)千葉県空調衛生工事業協会	043(246)7395	〒260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1	千葉県建設業センター4F
東京	(一社)建築設備技術者協会	03(5408)0063	〒105-0004	東京都港区新橋6-9-6	12東洋海事ビル7F
	(一社)東京空調衛生工業会	03(3553)6711	〒104-0041	東京都中央区新富2-2-7	空衛会館2F
	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	03(5276)1381	〒101-0061	東京都千代田区三崎町3-10-2	みさきBLD3F
	(一社)日本電設工業協会関東支部	03(6447)0595	〒107-0051	東京都港区元赤坂1-7-8	東京電業会館7F
神奈川	(一社)神奈川県電業協会	045(651)4271	〒231-0033	横浜市中区長者町4-9-3	電業会館
	(一社)神奈川県空調衛生工業会	045(201)9536	〒231-0002	横浜市中区海岸通4-18	
山梨	(一社)山梨県電設協会	055(232)4144	〒400-0851	甲府市住吉4-4-17	
	(一社)山梨県設備設計事務所協会	055(276)9777	〒400-0117	甲府市西八幡1719-4	
長野	(一社)長野県電設業協会	026(234)3528	〒380-0815	長野市大字鶴賀字流2088-1	長野電気会館
	(一社)長野県空調衛生設備業協会	026(226)3778	〒380-0813	長野市緑町1605-14	高見澤ダイヤモンドビル1F
新潟	(一社)新潟電設業協会	025(232)8080	〒951-8131	新潟市中央区白山浦1-614	白山ビル4F
	(一社)新潟県空調衛生工事業協会	025(265)8668	〒951-8131	新潟市中央区白山浦1-614-5	白山ビル3F
	(一社)新潟県設備設計事務所協会	025(231)5330	〒951-8131	新潟市中央区白山浦1-614	白山ビル5F
静岡	(一社)静岡県電業協会	054(281)7158	〒422-8066	静岡市駿河区泉町3-3	マルエムビル3F
	(一社)静岡県管工事工業協会	054(286)2338	〒422-8066	静岡市駿河区泉町3-3	マルエムビル4F
愛知	(一社)日本電設工業協会東海支部	052(242)1753	〒460-0011	名古屋市中区大須4-10-32	上前津KDビル6F
	(一社)愛知県空調衛生工事業協会	052(253)7837	〒460-0003	名古屋市中区錦1-7-31	山田ビル3F
岐阜	(一社)岐阜電業協会	058(264)1524	〒500-8408	岐阜市住ノ江町1-19	浅川ビル2F
	(一社)岐阜県設備工業協会	058(246)2262	〒500-8156	岐阜市祈年町8-7	岐阜県管設備会館3F
	岐阜県設備設計事務所協会	058(233)5301	〒502-0847	岐阜市早田栄町2-16	松原ビル
三重	(一社)三重電業協会	059(353)7065	〒510-0095	四日市市元新町4-7	四日市電気会館
	(一社)三重県管工事工業協会	059(228)6130	〒514-0011	津市高州町13-34	
	(一社)三重県設備設計事務所協会	059(232)1290	〒514-0116	津市夢が丘1-41-8	㈲森本設備設計内
富山	富山県空調衛生工事協同組合	076(431)9229	〒930-0881	富山市安養坊86-4	
	富山県設備設計事務所協会	076(422)8800	〒939-8064	富山市赤田718	A-ONE-BLD
	(一社)日本電設工業協会北陸支部	076(481)6100	〒939-8571	富山市小中269	北陸電気工事㈱内
石川	石川県管工事協同組合	076(243)5121	〒921-8043	金沢市西泉5-93	
福井	(一社)福井県電業協会	0776(27)5388	〒910-0854	福井市御幸3-10-15	福井県建設会館4F
	(一社)福井県管工事設備工業協会	0776(54)1301	〒918-8204	福井市南四ツ居1-1-9	
	(一社)福井県設備設計事務所協会	0776(35)1544	〒918-8013	福井市花堂東2-411	
滋賀	(一社)滋賀県電業協会	077(543)4588	〒520-2141	大津市大江7-7-37	
京都	(一社)京都電業協会	075(314)3319	〒615-0042	京都市右京区西院東中水町17	京都府中小企業会館6F
	京都府管工事工業協同組合	075(771)7281	〒606-8344	京都市左京区岡崎円勝寺町2-4	京都水道会館
大阪	(一社)日本電設工業協会関西支部	06(6312)1895	〒530-0055	大阪市北区野崎町9-8	永楽ニッセイビル5F
	(一社)大阪空気調和衛生工業協会	06(6271)0175	〒541-0052	大阪市中央区安土町1-7-20	新トヤマビル3F
	(一社)大阪府設備設計事務所協会	06(6245)9487	〒542-0083	大阪市中央区東心斎橋1-3-10	長堀堂ビル4F
兵庫	(一社)兵庫県電業協会	078(222)0365	〒651-0094	神戸市中央区琴緒町5-5-13	協和ビル4F
	兵庫県設備設計事務所協会	078(742)8401	〒654-0024	神戸市須磨区大田町2-4-12	川上設備設計事務所内
奈良	(一社)奈良県空調衛生工業協会	0742(33)2881	〒630-8001	奈良市法華寺町212-3	
和歌山	和歌山設備設計事務所協会	073(451)5614	〒640-8412	和歌山市狐島611-24	西浦建築設備設計事務所内
鳥取	鳥取県電気工事業工業組合	0857(24)9213	〒680-0804	鳥取市田島648	タナカビル1F
	(一社)鳥取県管工事業協会	0857(26)9355	〒680-0801	鳥取市松並町2-160	城北ビル303
島根	(一社)島根県電業協会	0852(26)0459	〒690-0884	松江市南田町125-45	㈱島根電設会館内
	(一社)島根県管工事業協会	0852(24)5018	〒690-0826	松江市学園南2-20-8	松江管工事会館
	(一社)島根県設備設計事務所協会	0853(24)0490	〒693-0033	出雲市知井宮町237-9	㈲環境設備計画内
岡山	(一社)岡山県電業協会	086(244)4838	〒700-0953	岡山市南区西市430	
	岡山市管工設備協同組合	086(222)4311	〒700-0921	岡山市北区東古松5-5-23	
広島	(一社)広島県管工事業協会	082(244)1770	〒730-0051	広島市中区大手町3-8-22	広島管工事会館
	(一社)日本電設工業協会中国支部	082(232)7940	〒730-0844	広島市中区舟入幸町24-1	中電工舟入ビル
山口	(一社)山口県電業協会	083(973)0886	〒754-0002	山口市小郡下郷793-3	第一中央ビル6F
	山口県管工事工業協同組合	083(922)5963	〒753-0814	山口市吉敷下東2-1-3	
徳島	(一社)徳島県設備業協会	088(622)8241	〒770-0941	徳島市万代町5-71-3	
	(一社)徳島県設備設計事務所協会	088(653)1677	〒770-0847	徳島市幸町1-12	坂東ビル3F
香川	(一社)四国空調衛生工事業協会	087(863)4130	〒760-0018	高松市天神前3-11	正栄興業ビル4F
愛媛	(一社)愛媛県電設業協会	089(931)5598	〒790-0002	松山市二番町4-5-4	松山ビル203
	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	089(945)8130	〒790-0066	松山市宮田町188-8	グランディア宮田ビル207
高知	(一社)高知県設備協会	088(833)0559	〒780-8031	高知市大原町87-8	
福岡	(一社)日本電設工業協会九州支部	092(521)6475	〒810-0014	福岡市中央区平尾2-14-10	
	(一社)日本空調衛生工事業協会九州沖縄支部	092(781)3066	〒810-0041	福岡市中央区大名2-9-29	第2プリンスビル406
	(一社)福岡県設備設計事務所協会	092(713)5188	〒810-0001	福岡市中央区天神2-3-10	天神パインクレスト622
佐賀	佐賀県管工事協同組合連合会	0952(32)3100	〒849-0933	佐賀市鍋島町3-30	
長崎	長崎県管工事業協同組合連合会	095(824)1011	〒850-0026	長崎市古町54	
	(一社)長崎県設備設計事務所協会	095(848)5704	〒852-8155	長崎市中園町15-7	㈲濱谷設計室内
熊本	熊本県管工事業組合連合会	096(383)0215	〒862-0956	熊本市中央区水前寺公園16-40	
	(一社)熊本県設備設計事務所協会	096(288)1731	〒860-0811	熊本市中央区本荘6-2-2	オン・スクエア本荘20B
大分	大分県管工事協同組合連合会	097(551)1637	〒870-0906	大分市大洲浜1-3-5	
宮崎	(一社)宮崎県電業協会	0985(71)6603	〒880-0843	宮崎市下原町256	
	(一社)宮崎県設備設計事務所協会	0985(20)1359	〒880-0014	宮崎市鶴島1-7-12	㈲弘栄設計内
鹿児島	(一社)鹿児島県電設協会	099(257)3877	〒890-0062	鹿児島市与次郎1-3-11	鹿児島電設会館
	(一社)鹿児島県設備設計事務所協会	099(813)7922	〒890-0014	鹿児島市草牟田2-6-14	エスポワール M&T201
沖縄	(一社)建築設備技術者協会九州支部沖縄支所	098(870)5500	〒901-2101	浦添市西原1-4-26	沖縄建築会館

■ 郵送を希望の場合

請求先	電話	所在地		
(公財)建築技術教育普及センター本部※	03(6261)3310	〒102-0094	東京都千代田区紀尾井町3-6	紀尾井町パークビル
(一社)建築設備技術者協会※	03(5408)0063	〒105-0004	東京都港区新橋6-9-6	12東洋海事ビル7F
(一社)日本設備設計事務所協会連合会	03(5276)1381	〒101-0061	東京都千代田区三崎町3-10-2	みさきBLD3F
(一社)日本電設工業協会※	03(5413)2161	〒107-8381	東京都港区元赤坂1-7-8	東京電業会館4F

・現金1,080円と切手530円(郵送料)、郵便番号、住所、氏名を記入した返信用宛名ラベル(横書き、8cm×4cm程度の大きさ)を同封の上、現金書留でご請求下さい。その際、封筒表面の余白に「建築設備士試験申込書請求」と明記して下さい。

※上記の他に郵便振込みにより購入する方法もございます。詳しくは各団体のホームページをご覧下さい。